

所得税・市民税・県民税の申告はお早めに

こんな人は申告をしてください

令和6年1月1日～12月31日の所得等の状況が、右の①～⑦に該当する人は申告が必要です。ただし、申告義務がない人でも、申告をすることにより所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。



申告書の入手方法

市から確定申告書等は送付しません。確定申告書類が必要な人は、刈谷税務署へ連絡し郵送で受け取るか、市役所北庁舎2階市民税課50番窓口にお越しください(各支所への配付はありません。また、市民税課窓口配布分は、数に限りがあります)。市民税・県民税申告書は昨年の状況に基づき、1月20日(月)に市から送付します。

- ① 営業、農業、不動産等の所得がある
 - ② 2カ所以上からの給与がある
 - ③ 生命保険契約等に基づく満期及び解約等による所得がある
 - ④ 所得税の源泉徴収がされていない賃金がある
 - ⑤ 土地、建物等の譲渡所得がある
 - ⑥ 源泉徴収制度の対象となっていない年金(外国年金等)を受給している
 - ⑦ 公的年金等(遺族年金や障害者年金を除く)の所得があり、各種所得控除を受ける
- ※公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等以外の所得が20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要ですが、各種所得控除を受ける人は、市民税・県民税の申告が必要です。

申告書の提出方法

e-Tax(インターネット)での提出

申告には、国税電子申告・納税システム[e-Tax]をぜひご利用ください。パソコン・スマートフォン・タブレット端末で作成した申告書を送付できます。詳細は国税庁HPを参照してください。



郵送での提出

確定申告書は名古屋国税局業務センター刈谷分室(〒448-8522住所不要)へ、市民税・県民税申告書は市民税課(446-8501住所不要)へ郵送してください。※確定申告書を提出した人は、市民税・県民税申告書の提出は不要です。

申告会場での提出

刈谷税務署又は市役所ほか市内3会場で申告書を提出できます。※詳細は次ページを確認してください。

申告に必要なもの(主な例)

- ① 本人確認書類(マイナンバー(個人番号)が分かるもの及び身元確認書類)

※マイナンバーカードを持っている人はマイナンバーカードのみ。

なお、必要に応じて、本人確認書類の写しの添付をお願いする場合があります。

- ② 源泉徴収票等、収入金額がわかるもの(必要に応じて、配偶者のもの)
- ③ 生命保険料、地震保険料等の控除証明書
- ④ 社会保険料の支払明細書又は領収書

※国民健康保険税及び介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付額証明書(申請不要)は、該当者へ市役所から1月23日(休)に発送します(年金から天引きされている人は、源泉徴収票に金額が記載されています)。

国民年金保険料については、日本年金機構から控除証明書が送付されます。

- ⑤ 医療費控除の明細書(本号8ページ「申告に関する主な制度について」の医療費控除を参照)

本市の申告会場で申告する人は、上記のほかに、以下のものが必ず必要です

- ⑥ 認め印 ⑦ 筆記用具 ⑧ 申告者本人名義の口座(金融機関名、支店名、口座番号)がわかるもの(通帳等)
- ⑨ 確定申告のお知らせ(はがき又は封書。届いた人のみ)



申告会場

■刈谷税務署での申告

入場整理券が必要です。入場整理券は当日税務署で配付しますが、配付状況に応じて、後日来場をお願いすることもあります。また、入場整理券は、国税庁LINE公式アカウントから事前発行も行います。詳細は国税庁HP参照。

●開設期間 2月17日(月)～3月17日(月)午前9時～午後5時(土・日・祝を除く。3月2日(日)は開設)

※刈谷税務署では原則申告する本人のスマートフォンを使用した申告指導を行っています。

※1月6日(月)～31日(金)の申告相談は、電話による事前予約制です。2月3日(月)以降は「入場整理券」が必要です。

■以下の申告相談は刈谷税務署へ

- ① 令和5年以前の所得税の申告
- ② 営業・農業・不動産所得の申告
- ③ 土地・建物・株式等の譲渡所得の申告
- ④ 申告分離課税を選択する上場株式等の配当所得、先物取引による雑所得、暗号資産の売却・使用による所得の申告
- ⑤ 退職所得を有する人(確定申告をする場合は、申告書への記載を省略できません)
- ⑥ 相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の申告
- ⑦ 贈与税・相続税・消費税の申告
- ⑧ 住宅借入金等特別控除の申請のうち、最初の年・借換え・連帯債務・再適用の申告
- ⑨ 住宅耐震(特定)改修、認定長期優良住宅等に係る特別控除の申告
- ⑩ 海外に居住している親族を扶養親族等として追加する申告

図▶刈谷税務署(☎21)6211)、市市民税課(☎71)2214)

■市役所・市内3会場での申告

●受付時間 午前9時～午後3時

開催日	会場
1月28日(火)	北部公民館
1月29日(水)	(多目的ホール)
1月30日(木)	桜井福祉センター
1月31日(金)	
2月5日(水)	明祥公民館
2月6日(木)	(多目的ホール)
2月17日(月)～3月17日(月)	市役所大会議室
※(土・日・祝を除く。)	(本庁舎3階)

※市役所以外の会場に来場する際は、スリッパと靴袋を持参してください。

市役所会場の駐車場は市役所西駐車場(さくら庁舎隣)又は市役所立体駐車場(市役所前)を利用してください。立体駐車場の利用料金は3時間以内は無料。

※申告時点で本市に住民登録のない人は、住民登録のある市区町村が税務署で申告してください。**例年いずれの会場も、初日や開場直後は大変混雑します。混雑を避けた来場をお願いします。**会場では番号札を配付し、面接時間を指定します。一旦会場を離れる場合は、指定の時間までに再度会場に来てください。

LINE予約を実施します!

2月5日(水)の明祥公民館と市役所会場で、LINE予約を実施します。

予約開始日時▶明祥公民館→1月22日(水)午前9時 市役所会場→2月10日(月)午前9時
予約対象期間▶明祥公民館→2月5日(水)※1日のみ。 市役所会場→2月17日(月)～3月17日(月)

LINEのメニュー画面

【くらし・手続き】⇒【予約・申請】から予約ができます。



●予約には安城市LINE公式アカウントの友だち登録が必要です。予約を希望する人で、友だち登録をしていない人は上記QRコードから登録をお願いします。※希望日の2日前(土・日・祝を除く)までに予約してください。

●予約の際の注意事項・画面の操作方は、下記QRコードを参照してください。※予約がなくても当日の受付は可能です。



申告に関する主な制度について



要介護認定を受けている人の控除

①障害者控除対象者認定書

身体障害者手帳等の交付を受けていない要介護者で、障害者に準ずる人であると認められると、市発行の認定書で障害者控除を受けることができます。認定書を持っていない人は、高齢福祉課へ申し込んでください。

②おむつ代の医療費控除確認書

おむつ代を医療費控除の対象とする場合は医師発行のおむつ使用証明書が必要ですが、市発行の確認書でこれに代えられる場合があります。

●対象者

- ①65歳以上で要介護認定1～5の人
- ②6カ月以上寝たきり状態にある人で、医師が治療上おむつの使用が必要であると認めた人

●申込み 高齢福祉課(☎(71)2223)

※認定書、確認書は申込み後1週間程度で送付します。

令和6年分所得税の定額減税について

確定申告をする場合は、確定申告に定額減税の額を記載し、最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算をします。所得1805万円以下の納税者は、本人、扶養親族及び同一生計配偶者(※)1人につき所得税で3万円の定額減税が受けられます。

※同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下の人です。

ワンストップ特例制度を利用した人の確定申告について

確定申告をした人はふるさと納税ワンストップ特例の申請が無効になります。

確定申告の際は、ワンストップ特例の申請をした分も含めて寄附金控除を記載し、確定申告をする必要があります。また、ふるさと納税の寄附先が5団体を超える人も、ワンストップ特例の申請が無効になるため、同様に確定申告が必要です。

医療費控除

「医療費控除の明細書」の添付が必要です。医療費の領収書の添付又は提示による申告はできません。

なお、医療費の領収書は5年間保存する必要があります。また、医療保険者から交付を受けた医療費通知(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等)を添付すると、明細の記入を省略できます。

ふるさと納税と安城市の現状について

返礼品を目的としてふるさと納税を活用する人が年々増加しています。ふるさと納税で他市へ流出した市民税の減収分は国から補填されないため、市の財政に大きく影響します。

令和6年の減収額を
学校の給食費で例えると…

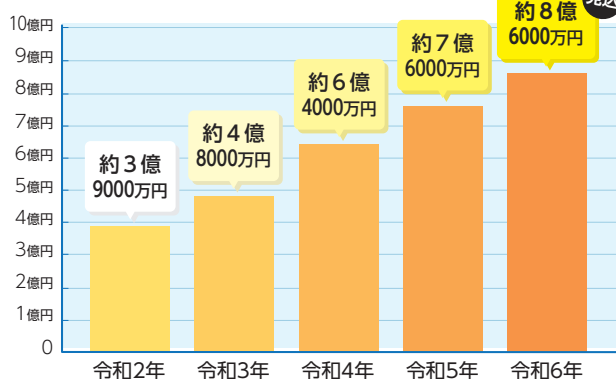
市内の全小中学生

約1万6000人の1年分!



問▶財政課(☎(71)2275)

ふるさと納税による市税の減収額



5年間で約31億円の減収